定 款

公益財団法人太平洋戦争戦没者慰霊協会

## 公益財団法人太平洋戦争戦没者慰霊協会 定款

# 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人太平洋戦争戦没者慰霊協会と称する。 (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を千葉県市川市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、太平洋戦争の折り南太平洋諸島、シベリア方面、中国東北方面、モンゴル方面等で戦没された方々を慰霊する事業を中心とし、戦没者の遺族及び現地に残留又は帰国した邦人家族を始めとする戦争犠牲者に対する援護更生を図り、もって広く社福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
  - (1) 海外建立慰霊公苑維持管理及び慰霊事業
    - ア 現地における慰霊祭等の実施 イ 遺骨収集の促進
    - ウ 戦没犠牲者及び遺家族に対する援護事業 エ 機関紙の発行
  - (2) 戦没者遺骨所在地調査及び収集事業
  - (3) 中国帰国者支援事業中国帰国者に対する無償日本語教育及び生活相談等支援に関する事業。
  - (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業。
  - 2 前項第1号及び第2号の事業は、本邦及び海外にて行うものとする。

# 第3章 資産及び会計

(基本財産)

- 第5条 この法人の目的である事業を行うため不可欠な別表第1及び別表第2の財産はこの法人の基本財産とする。
  - 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成 するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部 を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ 理事会及び評議員会の承認を必要とする。
  - 3 別表第2の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条 第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産とする。

(事業年度)

第6条 この法人の事年度は、毎年4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した 書類については、毎年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決 議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同 様とする。
  - 2 前項も書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第7号までの書類については承認を受けなければならない。
  - (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の付属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書8正味財産増減計算書)の付属明細書
  - (6) 財産目録
  - (7) キャッシュフロー計算書
  - 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧にk 供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとす る。
    - (1) 監査報告
    - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
    - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
    - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残高の算定)

第9条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産 残高を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(保有株式)

第10条 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)の発行会社に対して株主としての権利を行使する場合には、次の事項を除き、あらかじめ理事会に

おいて理事総数(理事現在数)の3分の2以上の承認を要する。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償新株式
- (3) 株主配当増資の応募
- (4) 株主宛配付書類の受領

#### 第4章 評議員

(評議員)

第11条 この法人に7名以上11名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第12条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。
  - 2 評議員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員会の運営についての細則は、理事会において定める。
  - 3 評議員会に評議員候補者を推薦する場合には、つぎの事項のほか、当該候補者を 評議員として適任と判断した理由を評議員会に説明しなければならない。
    - (1) 当該候補者の経歴
    - (2) 当該候補者を候補者とした理由
    - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等(理事、監事及び評議員)との関係
    - (4) 当該候補者の兼職状況
    - 4 評議員会の決議は、評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う.
    - 5 評議員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の 評議員を選任することができる。
    - 6 前項の場合には、評議員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
      - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
      - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任 するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
      - (3) 同一の評議員(2以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の評議員)につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
    - 7 第6項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関す

- る定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任 した評議員の任期の満了までとする。
- 3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任 により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員として の権利義務を有する。

# (評議員に対する報酬等)

第14条 評議員に対して、毎年度の総額が9,000,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給する。

# 第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第16条 評議員会は、次の事項について決議する。
  - (1) 理事及び監事の選任及び解任
  - (2) 理事及び監事の報酬等の額
  - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
  - (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの付属 明細書の承認
  - (5) 定款の変更
  - (6) 残余財産の処分
  - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(召集)

- 第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表 理事が招集する。
  - 2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

- 第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員 の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
  - 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する 評議員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。
    - (1) 監事の解任
    - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
    - (3) 定款の変更
    - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
    - (5) その他法令で定められた事項
    - 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項 の決議をおこなわなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第2 1条に定めれ定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得 票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

#### (議事録)

- 第20条 評議員の議事については、法令でさだめるところにより、議事録を作成する。
  - 2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名捺印する。

# 第6章 役員

#### (役員の設置)

- 第21条 この法人に、次の役員を置く。
  - (1) 理事 5名以上11名以内
  - (2) 監事 2名以内
  - 2 理事のうち1名を代表理事とする。
  - 3 代表理事以外の理事のうち、1名を業務執行理事とする。

#### (役員の選任)

- 第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
  - 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
  - 3 理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの(以下「役員等」という。) のうち親族関係を有する者及びこれらと次に揚げる特殊の関係がある者(以下 「親族等」という。)の数のうちに占める割合は、いずれも3分の1以下とする。
    - (1) 当該親族関係を有する役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係 と同様の事情にある者
    - (2) 当該親族関係を有する役員等の使用人以外の者でも当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

- (3) (1) 又は(2) に揚げる者の親族でこれらの者と生計を一にしている 者
- (4) 当該親族関係を有する役員等及び(1)から(2)までに揚げる者のほか、次に揚げる法人の法人法第2条第15号に規定する役員(アにおいて「会社役員」という。)又は使用人である者
  - ア 当該親族関係を有する役員等が会社役員となっている他の法人
  - イ 当該親族関係を有する役員等及び(1)から(3)までに揚げる者 並びにこれらの者と法人税法第2条第10号に規定する政令で定 める特殊の関係のある法人を判定の基礎にした場合に同号に規定 する同族会社に該当する他の法人

#### (理事の職務及び権限)

- 第23条 理事は、理事会を構成し、法令及び法令及びこの定款で定めるところにより、 職務を執行する。
  - 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

#### (監事の職務及び権限)

- 第24条 監事は、理事の業務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を 作成する。
  - 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業 務及び財産の状況を調査することができる。

# (顧問及び参与)

- 第25条 この法人に、任意の機関として、理事会が顧問及び参与各々10名を選任する ことができる。顧問及び参与は無報酬とする。
  - 2 顧問及び参与は、次の職務を行う。
    - (1) 代表理事の相談に応じること
    - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

### (役員の任期)

- 第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時評議員会の終結の時までとする。
  - 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時評議員会の終結の時までとする。
  - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者任期の満了する時までと する。
  - 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は 辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は

監事としてその権利義務を有する。

#### (役員の解任)

- 第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解 任することができる。
  - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに耐えられないとき。

### (報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給することができる。

# 第7章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第30条 理事会は、次の職務を行う。
  - (1) この法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(召集)

- 第31条 理事会は、代表理事が招集する。
  - 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招 集する。

(決議)

- 第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過 半数が出席し、その過半数をもって行う。
  - 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の 決議があったものとみなす。

# (議事録)

- 第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
  - 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

# 第8章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

- 第34条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第12条についても適用する。 (解散)
- 第35条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能そ の他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第36条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を当該公益認定の取り消しの日から1個月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に揚げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### (残余財産の帰属)

第37条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に揚げる 法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する 法人又は地方公共団体に贈与するものとする。

#### 第9章 公告の方法

### (公告の方法)

第38条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

#### 附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人 及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関す る法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団 法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第10 6条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記をお 行ったなったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事 業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、秋上 眞一とする。
- 4 この法人の最初の業務執行理事は、梅木 一美とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に揚げる者とする。

五十嵐 隆三、浦上 信子、斉藤 誠、野元 波津子、内藤 壽美子、 下田 次郎、西本 誠 以上7名

別表第1 基本財産(公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの) (第5条関係)

財産種別	場所・物量等
郵便定期預金	2,000,000円
電話加入権	236,708円
	03-6268-9037
	03-6268-9038

別表第2 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産(第5条関係)

財産種別	場所・物量
グアム平和慰霊公苑	合掌型鉄筋コンクリート製慰霊塔及び慰霊塔下部
	納骨堂、平和祈りの家(礼拝堂)、管理棟兼事務所、
	平和祈りの家隣接コンクリート製公衆トイレ
ソロモン平和慰霊公苑	コンクリート製慰霊塔、
	漁夫ブロンズ像「漁夫の像」
シベリア平和慰霊公苑	多目的ステージ、
	排水溝を含む遊歩道、植栽、外柵

記) ラブアン平和慰霊公苑は、昭和59年4月竣工時、マレーシア政府に公式寄贈して おり、本財産目録欄には記載していない。

シベリア平和慰霊公苑に施設されている慰霊塔は、政府・厚生労働省による建立。 各平和慰霊公苑に施設した慰霊塔及び関連施設は、不特定多数の参拝者、訪問者、 施設利用者等が利用する公苑として一体不分離に相互補完している。

上記、定款に相違ありません。

公益財団法人太平洋戦争戦没者慰霊協会 代表理事 田中 甲